

第5次朝霞市総合計画
前期基本計画の総括評価に係る
外部評価結果報告書

令和元年5月
朝霞市外部評価委員会

目 次

1	本報告書について.....	1
2	達成状況一覧.....	1
3	所見.....	2
	第1章 災害対策・防犯・市民生活.....	2
	第2章 健康・福祉.....	4
	第3章 教育・文化.....	6
	第4章 環境・コミュニティ.....	8
	第5章 都市基盤・産業振興.....	10
	第6章 基本構想を推進するために.....	12
4	参考資料.....	14
	Ⅰ 朝霞市外部評価委員会条例.....	14
	Ⅱ 委員名簿.....	15
	Ⅲ 審議経過.....	15

1 本報告書について

第5次朝霞市総合計画後期基本計画策定に当たり、前期基本計画に位置付けられた施策について、所管課による総括評価（内部評価）が行われました。

外部評価委員会では、この総括評価（内部評価）の内容を踏まえ、本委員会の評価として次頁以降に所見を取りまとめましたので報告します。

今後の施策の展開や後期基本計画策定に当たっては、本所見を参考にさせていただけることを望みます。

2 達成状況一覧

前期基本計画に位置付けられた施策について、所管課による総括評価（内部評価）が行われ、政策分野である「第1章 災害対策・防犯・市民生活」から「第6章 基本構想を推進するために」までの各施策の大柱・中柱ごとに達成状況が示されました。達成状況についてまとめた結果は次のとおりです。

達成状況	大柱		中柱	
A 計画を大幅に上回る	0	0.0%	0	0.0%
B 計画を十分に上回る	2	6.9%	14	17.1%
C 計画どおりの進捗	25	86.2%	59	72.0%
D 計画を下回る	2	6.9%	9	11.0%
E 計画を大幅に下回る	0	0.0%	0	0.0%
合計	29	100%	82	100.1%

※ 達成状況の割合（％）は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、必ずしも合計が100%になりません。

3 所見

第1章 災害対策・防犯・市民生活

大 柱	達成 状況	中 柱	達成 状況	主管課
1 防災・消防	B	(1) 防災対策の推進	B	危機管理室
		(2) 地域防災力の強化	B	危機管理室
		(3) 消防体制の充実	B	危機管理室
2 生活	C	(1) 防犯のまちづくりの推進	B	危機管理室
		(2) 消費者の自立支援の充実	C	地域づくり支援課
		(3) 安心できる葬祭の場の提供	C	地域づくり支援課

【参考】達成状況一覧

A	計画を大幅に上回る
B	計画を十分に上回る
C	計画どおりの進捗
D	計画を下回る
E	計画を大幅に下回る

所 見

【大柱1 防災・消防】

- 防災行政無線について、朝志ヶ丘4丁目など、現在の設置状況でも聞こえないところがあることを踏まえ、増設などの具体的な対策を計画に落とし込んで、実質的な効果がある施策を展開すべきと考える。
- 防災に「十分」ということはないので、十分すぎるという以上の情報発信をしてもらいたい。新しい発信媒体などを市民が積極的に活用できる状況をつくってほしい。
- 災害時の避難について、具体的な情報がない。どこへ、どう避難したらいいか具体的に示してほしい。
- 防災施策は、計画や指標どおり進んでいるというが、市民には具体的な成果が見えず、満たされていない。
- 避難所の表示を、外国人にも分かるようにしてほしい。
- 水害時など、高齢者や障がい者といった身動きが取れない方の対応を考えてほしい。

【大柱2 生活】

- 中柱「消費者の自立支援の充実」は、長期計画の柱の名称としては分かりにくい。言葉の使い方も含め検討してほしい。
- 市民として、市内に公営墓地があればいいと思う。
- 現在の計画に位置づけられていないものは、次の長期計画策定時に議論してほしい。
- 公的サービスは、行政が一方的に担うのではなく、状況に応じて弾力的に見直していくべきではないか。

第2章 健康・福祉

大 柱	達成 状況	中 柱	達成 状況	主管課
1 子育て支援 ・青少年育成	C	(1) 幼児期の教育と保育の充実	C	保育課
		(2) 子どもたちが健やかに育つ環境 づくり	C	こども未来課 保育課
		(3) 子育て家庭を支えるための環境 づくり	C	こども未来課 保育課
		(4) 青少年の健全育成の充実	C	こども未来課
2 高齢者支援	C	(1) 健康・生きがいづくりと介護予 防の支援	C	長寿はつらつ課
		(2) 自立のためのサービスの確立	C	長寿はつらつ課
		(3) 安全・安心な生活ができる環境 の整備	C	長寿はつらつ課
3 障害者支援	C	(1) 共生社会の実現	B	障害福祉課
		(2) 地域における自立生活の支援	C	障害福祉課
		(3) 自立した社会生活・就労支援	D	障害福祉課
4 地域福祉・ 社会保障	D	(1) 地域福祉の推進	D	福祉相談課
		(2) 社会保障制度の運営	D	保険年金課 長寿はつらつ課 福祉相談課 生活援護課
5 保健・医療	C	(1) 健康づくりの支援	C	健康づくり課
		(2) 保健サービスの充実	C	健康づくり課
		(3) 医療体制の充実	C	健康づくり課

【参考】達成状況一覧

A	計画を大幅に上回る
B	計画を十分に上回る
C	計画どおりの進捗
D	計画を下回る
E	計画を大幅に下回る

所 見

【大柱1 子育て支援・青少年育成】

- 中柱「子どもたちが健やかに育つ環境づくり」のための施策は貧困対策や虐待対策だけではないのではないか。
- 児童館利用減少に関するアンケートの対象者が児童館来館者のみという状況だった。減少の理由が分からないのではないか。
- 児童館に来館していない子どもは何をしているかなどの調査が必要ではないか。公園や家などで遊びたい子どももいる。
- 児童館へは、保護者が幼児をつれてくる。保護者が来たい児童館となっているかの調査も必要ではないか。

【大柱2 高齢者支援】

- 健康年齢をいかに保っていくか、地域社会の支えも重要である。長期計画の中で柱を立ててほしい。
- 朝霞市在住の方の健康年齢を何らかの方法で示してほしい。県のデータだけでは対応がずれていくのではないか。
- 見守りサービスは民間との連携（位置検索サービスなど）があり安心できる。認知症の方の家族の安心や幸せも含めて見守っている。
- 交通機関がなく、他の地域の高齢者と一緒に行動できない。交通機関の整備を考えてほしい。
- 町内会に一人暮らしの高齢者の名簿が配られるが、実際に災害があった時、そういった人を助ける人をどうやって確保していくのか。今後、計画に位置付けてほしい。また、集合住宅の高齢者一人世帯の状況は町内会でも分からないため、対策を検討してほしい。

【大柱3 障害者支援】

- 柱立てするときに、見直しの方向性を出してほしい。

【大柱4 地域福祉・社会保障】

- 特定健康診査受診率など、高い目標を設定しても達成できないのではないか。達成するための工夫・取組を計画に盛り込んでほしい。
- 指標を見直すだけでなく、欠員が生じているといった、達成できない原因を克服する工夫（例えば無償ボランティア、アクティブシニア、民間との連携など）が必要である。
- 民生委員・児童委員の確保について対策が足りない。無償でのなり手が足りないのであれば、市として具体的な対策をするべきである。たとえば、民生委員だけではない助け合いの仕組みを構築してほしい。研究会などを設置して議論する必要があるのではないか。
- 声の小さなところに地域福祉が届きにくい。予算が限られているため、市としても難しいとは思いますが、それを越える工夫が必要である。先を見た計画策定をしてもらいたい。
- 人が足りない中でどのように福祉施策を進めるか、後期計画策定の中で検討してほしい。

第3章 教育・文化

大 柱	達成 状況	中 柱	達成 状況	主管課
1 学校教育	B	(1) 朝霞の次代を担う人材の育成	C	教育指導課
		(2) 確かな学力と自立する力の育成	B	教育指導課
		(3) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実	B	教育総務課 教育指導課
		(4) 学校・家庭・地域が連携した教育の推進	C	教育指導課
2 生涯学習	C	(1) 生涯学習活動の推進	C	生涯学習・スポーツ課
		(2) 学習しやすい環境整備の充実（公民館）	C	中央公民館
		(3) 学習しやすい環境整備の充実（図書館）	C	図書館
		(4) 学習しやすい環境整備の充実（博物館）	D	文化財課
3 スポーツ・レクリエーション	C	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	C	生涯学習・スポーツ課
		(2) スポーツ施設の整備充実	C	生涯学習・スポーツ課
4 地域文化	C	(1) 歴史や伝統の保護・活用	B	文化財課
		(2) 芸術文化の振興	C	生涯学習・スポーツ課
		(3) 地域文化によるまちづくり	C	地域づくり支援課

【参考】達成状況一覧

A	計画を大幅に上回る
B	計画を十分に上回る
C	計画どおりの進捗
D	計画を下回る
E	計画を大幅に下回る

所 見

【大柱1 学校教育】

- 中柱「朝霞の次代を担う人材の育成」は、いじめ対策と体力向上だけではない。計画策定にあたっては、教育委員会との垣根を越えた市全体の方針を具体的に検討してほしい。
- 社会教育、多文化共生は英語やパソコンを教えることだけではない。公民教育、主権者教育を市の方針の中に盛り込むべきである。
- 外国籍の方に対する施策は、学校だけでなく全ての分野で触れてほしい。
- いじめ対策をしっかり行ってほしい。不登校になってしまっははその先の施策に行き着かない。
- 小中学校で自分が好きなことを見つけられる育て方をしてほしい。

【大柱2 生涯学習】

- 公民館を「利用した人」のみへのアンケートでは、関心がある人の意見しか出てこない。利用しない人からも要望や声を聞くべきである。
- 三原地域には公民館だけでなく小中学校もない。次の長期計画の中で検討してほしい。
- 市民のための施設については、活用を促すような目標設定をするべきである。

【大柱4 地域文化】

- 障害者の芸術文化参加は、当然実現すべき目標として、計画策定の中で具体的に検討してもらいたい。

第4章 環境・コミュニティ

大 柱	達成 状況	中 柱	達成 状況	主管課
1 環境	C	(1) 住みよい環境づくりの推進	D	環境推進課
		(2) 循環型社会の推進	C	環境推進課 資源リサイクル課
		(3) 低炭素社会の推進	B	環境推進課
		(4) 環境教育・環境学習の推進	C	環境推進課
2 ごみ処理	C	(1) ごみの減量・リサイクルの推進	B	資源リサイクル課
		(2) ごみ処理体制の充実	C	資源リサイクル課
3 コミュニティ	C	(1) コミュニティ活動の推進	D	地域づくり支援課 コミュニティセンター
		(2) 活動施設の充実	C	地域づくり支援課
4 市民活動	C	(1) 市民活動への支援	C	地域づくり支援課
		(2) 市民活動環境の充実	C	地域づくり支援課

【参考】達成状況判定一覧

A	計画を大幅に上回る
B	計画を十分に上回る
C	計画とおりの進捗
D	計画を下回る
E	計画を大幅に下回る

所 見

【大柱1 環境】

- 公害苦情について、行政としての対策の限界を打開する方法が必要である。財政の問題があると考え。朝霞市は市民活動団体が多いので、力を借りられないか。
- 成果指標を苦情の受付件数（0件）とすると、いつまでも達成できないのではないか。苦情を受け付けた後の対応を指標としたほうがいいのではないか。

【大柱2 ごみ処理】

- ごみの減量化については、市民参加を促すような環境教育に力を入れるべきではないか。
- 指標は、行政の取組だけでなく、市民の協力度合いによるものを取り入れたほうがいいのではないか。

【大柱3 コミュニティ】

- 自治会・町内会について、今までの概念にとらわれたまま加入率を上げようとしているのではないか。利益を共有できるようなコミュニティへと発想を転換したほうがいいのではないか。
- 自治会・町内会の加入率低下はライフスタイルの変化が原因である。時代の変化に合わせた、加入したくなるような自治会・町内会をつくっていく必要・検討する必要があるのではないか。
- 自治会などが家に訪ねてきたことがない。現状の自治会・町内会では加入率が上がらないのではないか。
- 市民会館は、地域づくり支援課の所管となっているが、教育・文化のための施設ではないか。場を提供するだけで終わっていないか。
- 評価指標を「自治会・町内会加入率」から見直すべきではないか。時代が変わっているし、市民活動は他にもある。

第5章 都市基盤・産業振興

大 柱	達成 状況	中 柱	達成 状況	主管課
1 土地利用	C	(1) 市街地の適正な利用	D	まちづくり推進課
		(2) 市街地周辺の適正な利用 (市街化調整区域の整序)	C	まちづくり推進課
2 道路交通	C	(1) やさしさに配慮した道づくり	C	道路整備課
		(2) まちの骨格となる道路づくり	C	まちづくり推進課
		(3) 良好な交通環境づくり	B	まちづくり推進課
3 緑・景観・ 環境共生	C	(1) まちの骨格となる緑づくり	C	みどり公園課
		(2) うるおいのある生活環境づくり	C	みどり公園課
		(3) まちの魅力を生み出す景観づくり	C	まちづくり推進課
		(4) 循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	C	まちづくり推進課
4 市街地整備	C	(1) 特性に応じた市街地づくり	C	まちづくり推進課
		(2) 上水道の整備・充実	C	水道施設課 水道経営課
		(3) 公共下水道の整備	C	下水道課
5 安全・安心	C	(1) 災害や犯罪に強いまちづくり	C	まちづくり推進課
		(2) 全ての人にやさしいまちづくり	C	まちづくり推進課
6 産業の育成 と支援	C	(1) 産業育成のための連携強化	C	産業振興課
		(2) 起業・創業の支援	C	産業振興課
7 産業活性化	C	(1) 魅力ある商工業機能の形成	C	産業振興課
		(2) 中小企業の経営基盤の強化	C	産業振興課
		(3) 都市農業の振興	C	産業振興課
8 勤労者支援	C	(1) 勤労者支援の充実	C	産業振興課
		(2) 雇用の促進	C	産業振興課
9 シティ・セ ールス朝霞 ブランド	C	(1) シティ・セールス朝霞ブランド の育成	C	シティ・プロモーション課
		(2) シティ・プロモーションの展開	B	シティ・プロモーション課

所 見

【大柱2 道路交通】

- ・ 民間ができない道路整備などを行政が主導しておこなってほしい。県道の開発なども進めてほしい。

【大柱3 緑・景観・環境共生】

- ・ 景観は、外から人を呼び込むという経済価値を持つものでもある。住んでいる人だけでなく、市外からの「満足度」も測るような指標を盛り込んでほしい。

【大柱4 市街地整備】

- ・ 水道事業の戦略について、市民に知らせてほしい。
- ・ 今後、水道事業の民営化を検討する場合は、市民の意見をよく聴き、慎重に進めてほしい。

【大柱6 産業の育成・支援】

- ・ 産業振興は税収にも結びついている。産業振興の計画は積極的な姿勢で進めてほしい。
- ・ 産業振興は事業者、金融機関、地域の方々の協力が不可欠である。連携についても計画に落とし込んでほしい。

【大柱9 シティ・セールス朝霞ブランド】

- ・ 中柱「シティ・プロモーションの展開」について、計画での成果指標の設定に期待している。

【参考】達成状況判定一覧

A	計画を大幅に上回る
B	計画を十分に上回る
C	計画どおりの進捗
D	計画を下回る
E	計画を大幅に下回る

第6章 基本構想を推進するために

大 柱	達成 状況	中 柱	達成 状況	主管課
1 男女平等	C	(1) 男女平等の意識づくり	B	人権庶務課
		(2) 男女平等が実感できる生活の実現	C	人権庶務課
2 人権の尊重	C	(1) 人権教育・啓発活動	C	人権庶務課 教育指導課 生涯学習・スポーツ課
		(2) 問題解決に向けた支援体制の充実	C	人権庶務課
3 多文化共生	C	(1) 外国人市民が暮らしやすいまちづくり	C	地域づくり支援課
		(2) 多文化共生への理解の推進	C	地域づくり支援課
4 市民参画・ 協働	D	(1) 参画と協働の仕組みの検討	D	政策企画課
		(2) 市民参画と協働の推進	C	政策企画課
		(3) 情報提供の充実と市民ニーズの把握	C	市政情報課
5 行財政	C	(1) 総合計画の推進	C	政策企画課
		(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	C	政策企画課
		(3) 公平・適正な負担による財政基盤の強化	B	財政課 収納課
		(4) 公共施設の効果的・効率的な管理運営	C	政策企画課
		(5) 適正かつ効率的な行政事務の遂行	D	政策企画課 市政情報課 財産管理課
		(6) 機能的な組織づくりと人材育成	C	政策企画課 職員課

所 見

【大柱4 市民参画・協働】

- 中柱「参画と協働の仕組みの検討」について、計画での成果指標の設定に期待している。
- 参画と協働は基本計画の見直し全体に通じる分野である。色々な角度から市民を巻き込んでワークショップなどを企画するのはよいことである。
- 計画策定に当たっては、市民との協働が一番大切である。
- 自治基本条例に向けた取組はいつまで続けるのか。結論を出す段階に来ているのではないか。

【大柱5 行財政】

- 財政計画は「これを伸ばす」などの市としての意思表示も必要ではないか。
- 行財政のデジタル化にどう取り組んでいくのか。発想と行動を変えていく手段として前向きに計画に盛り込んでほしい。
- 人材育成のため、知らない世界に職員を送り出すことをしてほしい。

【参考】達成状況判定一覧

A	計画を大幅に上回る
B	計画を十分に上回る
C	計画どおりの進捗
D	計画を下回る
E	計画を大幅に下回る

4 参考資料

I 朝霞市外部評価委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市外部評価委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市が実施する行政評価の透明性及び客観性を確保するため、朝霞市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市が実施した施策評価の結果の検証並びに意見及び提案を行うこと。
- (2) 行政評価制度の改善について、提言を行うこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ 委員名簿

役 職	氏 名	選出区分
委員	大橋 正好	市議会議員
委員	船本 祐志	市議会議員
委員	石田 義明	知識経験
委員	井上 典子	知識経験
副会長	長谷川 清	知識経験
会長	花輪 宗命	知識経験
委員	泉川 真紀	公募市民
委員	岡田 英夫	公募市民
委員	宮里 和子	公募市民
委員	吉原 彩美	公募市民

※選出区分ごとに五十音順 敬称略

Ⅲ 審議経過

日 程	場 所	概 要
第1回 平成31年4月3日(水)	市役所別館5階 501会議室	・前期基本計画の評価結果の検証①
第2回 平成31年4月10日(水)	市役所別館5階 501会議室	・前期基本計画の評価結果の検証②